

大雪山国立公園内スノーモビル等の乗入れ規制調整会議(令和3年度)議事概要

1. 日時 令和3年12月10日(金) 10:00～11:30
2. 場所 東川町複合交流施設せんとぴゅあⅠ 講堂
3. 出席者 会議資料「出席者名簿」のとおり
4. 議事概要

1. 議 事

(1) スノーモビル等乗入れ規制に係る対応について

事務局(環境省大雪山国立公園管理事務所)から、資料1に沿って説明。

○当会議の目的、経緯をはじめ、スノーモビル(以下、モビル)の乗入れで生じる問題点やこれまでの取組状況、関係機関(環境省、国有林、道有林)における対応方針の整理を行い、モビルの乗入れ規制に対する考え方について、改めて全体で共有した。

○関係機関の対応方針は、以下のとおり整理される。

- ・環境省:法令に基づき、許可なく、自然環境の優れた地域(特別保護地区、車馬等乗入れ規制区域、原生自然環境保全地域)に乗入れることを禁止
- ・国有林:「材木の生育や植生保護等の観点」から、原則認めていない
- ・道有林:樹木の損傷、生態系保全、事故防止等のため、原則認めていない

○平成20年度以降の大雪山国立公園及びその周辺地域におけるモビルの乗入れ状況について、監視カメラ調査の直近の結果も踏まえると、以下のとおり整理される。

- ・モビルは日曜日を中心に週末に多く確認されており、特に3月が多い
- ・全体的な状況として、モビルの確認台数は減少傾向にある
- ・一方で、北見峠、東幾寅、サホロダムは、ここ数年増加傾向にあり、加えて、ペーパン、幌倉沼、俵真布についても注視していく必要がある。
- ・H29年度以降、監視飛行業務は実施しておらず、モビルがどこまで乗入れているのか(公園区域内までか、その手前までか)、実態は分からない状況である。

(2) 令和2年度におけるスノーモビル等乗入れ規制対策の実施結果について 事務局から、資料2～4に沿って説明。

○昨年度に実施した合同パトロール等で共有すべき事項は以下のとおりである。

- ・北見峠の傾向としては、釧路・北見ナンバーが多い。警察からの情報によると、所有率は増加傾向にあり、農業、漁業従事者が多く、仕事の閑散期にレジャー目的で楽しんでいる。3月後半になると、次年度の準備で乗入れは減少すること。
- ・北見峠から分散して、浮島峠、中越の方面でも多数のモビラーを確認。
- ・北見峠、東幾寅で確認したモビラーからの聞き取りを実施。東幾寅のモビラーの話では、国立公園内までの距離は遠く、ガソリンが足りず、また年々、乗入

れできる場所が少なくなっている中、監視が厳しい国立公園内に入る人は中々いないと思うとのこと。北見峠のモビラーの話でも、国立公園内まで行くことは、安全面が無謀であるとのことであった。

- ・モビラーへの聞き取りから、一定期間、飛行監視を実施したことによる抑止効果があったこと、国立公園内までは実態として乗入れているかもしれないことが示唆された。
- ・合同パトロールについては、警察の方に参加のご協力をお願いしているが、警察の立場として、飛行監視調査による現行犯の立証であれば良いが、乗入れ口でのパトロールでは具体的な立証はできず、協力しづらいという意見もあるため、取組を見直し、改善しなければならないと感じた。

○監視カメラによる利用実態調査について、主な概況は以下のとおりである。

※上川管内 7 基は、機材のトラブルにより、1/6～3/2 の期間におけるデータが欠損していたため、合同パトロール等の状況も踏まえて説明

- ・全般的な傾向として、時期は1～3月に多く、曜日は日曜、土曜、月曜の順に週末にかけて多く撮影された。
- ・ペーパンでは、環境省業務でモビルによる資材運搬を実施した際に、国立公園の境界付近で多数の乗入れ跡と 3 台のモビルを確認しており、乗入れ実態があることが分かった。
- ・北見峠では、天気が良い週末など、駐車場が牽引車で一杯になるくらいの乗入れが確認された。除雪の影響によるものか、ニセイカウシュッペ山（国立公園内）方面への乗入れ跡は少なく、一方でチトカニウシ山（国立公園外）方面への乗入れ跡が多数あった。その他、周辺部の中越でもモビラーが多数目撃された。
- ・東幾寅では、昨年度比で 1.5 倍以上となる 148 台のモビルが確認された。多くはレジャー目的と思われ、同一グループによる乗入れを確認した。
- ・幌倉沼、俵真布は、昨年度と同様の状況であったが、レジャー目的で同一グループが乗入れているため、引き続き注視する必要がある。
- ・その他の場所についても、引き続き、巡視やカメラ調査、またドローンを活用した監視活動等を行い、現場の状況を注視して確認していく必要がある。

○関係機関等に配布しているパンフレットのデザインを更新した。国有林、道有林の対応方針も普及啓発を行う必要があるため、QR コードを付与している。

○自然公園法の一部改正があり、モビル等の車馬を規制区域内等に許可なく乗入れることに対する罰則が強化された（1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金）当該罰則規定は、令和 4 年 4 月 1 日より施行される。

（3）令和 3 年度におけるスノーモビル等乗入れ規制対策について

事務局から、資料 5～8 について説明。

○抑止に向けた有効な方針については、昨年度から方針は変わらず、普及啓発による

未然防止に重点を置き、費用対効果の高い方法で乗入れ情報の把握、普及啓発を図りたいと考えている。そのために、当会議の枠組みは継続し、関係機関の協力体制を維持したい。

○具体的な取組として、

- ・従前の取組（①会議、合同パトロールの実施 ②看板・カメラ設置 ③職員実行及びパークボランティアによる抜き打ちパトロールの実施）は継続して実施する。
- ・①の合同パトロールについて、網走西部森林管理署西紋別支署と連携して、北見峠、浮島峠における合同パトロールの実施ができればと考えている。周辺地域で一体的にパトロールすることが効果的であるため、実施日を合わせて行うなど、検討したい。
- ・また、今年度は、④インターネットパトロール（SNS などの検索による情報把握）の実施、⑤乗入れ実態の把握に向けた取組の実施、効果的なパトロール手法の検討を新たに実施することを考えている。
- ・⑤の詳細としては、

■スノーモビル走行跡追跡調査（環境省のグリーンワーカー事業）

→ 上士幌管内（サホロダム）の乗入れ実態を明らかにすること、また、調査の費用対効果等を検証することを目的に試行調査の実施を予定している。上川・東川管内は、実施を検討しているところ。

■ドローンを活用したスノーモビル乗入れ実態調査

→ 上川管内 3 箇所（北見峠、ペーパン、アンガス牧場）において、乗入れ状況調査を実施する予定。

■関係者の協力を得た情報収集

→ 今年度も環境省業務で、ペーパンからモビルを活用した登山道補修資材の運搬を行う予定であり、道中での監視活動の協力をお願いしたいと考えている。また、関係機関で独自の調査等を実施された場合は、今後の取組の参考とするため、会議等での結果の共有に協力頂きたい。

○乗入れ規制看板及び監視カメラの設置について、上川管内では、昨年度の状況や管内の乗入れ状況の整理のため、アンガス牧場に看板及び監視カメラを設置する。北見峠の駐車場に設置する監視カメラは位置の変更を行う。その他の場所においては、設置場所、数量に変更はない。

○普及啓発活動実施要領（案）について、重点地域は昨年度からの変更はない。重点活動日について、北見峠、ペーパンは令和 4 年 1 月 30 日（日）、幌倉沼は令和 4 年 2 月 20 日（日）、サホロダムは令和 4 年 3 月 6 日（日）に実施したいと考えている。後日、改めて、合同パトロールの実施案内をするので、ご協力のほどよろしくお願いします。

○パトロールの際の対応（案）について、昨年度、合同パトロール等を実施した際に、モビラーとトラブルになる事案があったことを踏まえ、パトロール時の基本

的な対応方針を明記した。

○内容としては、以下のとおりである。

- ・最低2名以上で対応すること
- ・トラブルの元になるため、相手方の許可なく、写真撮影しないこと
- ・トラブルが生じた時は、警察へ連絡すること

2. その他

○ご出席の皆さまより一言ずつ頂きたい。今年度の取組に対するご意見、ご感想や昨年度、独自に取り組まれたこと、その他に共有すべきことや参考となる情報など、お願いします。

（北海道警察 旭川方面本部）

○インターネットパトロールに関して、色々な事件対応で SNS が重要になってきている。投稿した人物や撮影場所を特定し、検挙につなげることは中々難しいと思うが、SNS でこちらの監視活動が拡散されることで、乗入れが抑止される可能性もあるため、今の時代に合ったアプローチの仕方だと思う。

（旭川東警察署）

○乗入れ規制があることの周知と啓発が基本になると考えている。自然公園法の改正により、令和4年4月1日から罰則が強化されることを知らない人は多いと思う。SNS を活用した情報発信もかなり効果があるのではないかな。警察の立場として、違反を取締まるには、客観的な証拠がないといけないため、ご協力をお願いしたい。

（網走西部森林管理署西紋別支署）

○浮島峠方面について、当所が所管する浮島湿原や道立自然公園である天塩岳への乗入れ防止や、モビラーによる道路横断や牽引車が開発局の除雪作業の妨げになっているため、その対策として、関係機関で普及啓発活動を実施している。

昨年度は、オホーツク総合振興局、旭川東警察署、紋別警察署、旭川開発局、紋別開発局、上川中部森林管理署、当所で活動を実施した。現地情報等をもとに乗入れが多い時期を実施日にして、チラシの配布、口頭による啓発、既に乗入れている場合は、牽引車にチラシを置いて対応している。また、乗入れ口等には看板も設置している。感覚的に乗入れ数の変化はないと思うが、モビラーと対面で対応できた翌年は乗入れ数が減っている印象。まだ詳細は決まっていないが、北見峠と連携した合同パトロールができればよいと思うため、検討したい。

(上川総合振興局南部森林室)

○先ほども説明があったが、道有林としては、モビル等の乗入れを原則認めていない。ただし、この部分については周知が不足していると考えており、車馬等の乗入れ規制がかかっている場所はもちろん、道有林全域で乗入れはダメだよ、ということを、看板を設置するのか、HP を活用するのか、方法は色々と考えられるが、検討していきたい。重点地域のペーパン、幌倉沼は道有林に関係するため、合同パトロール活動についても協力したい。

(上川教育局)

○一般の方の多くは、この制度を知らないと思うので、周知を行う必要があると感じた。教育局の立場として、学生に何かアプローチして、周知できればよいと思う。ドローンを活用した調査について、ただドローンが飛んでいるだけだと、監視目的か分からないため、それが分かるような工夫が必要だと思う。

(東川町旭岳ビジターセンター)

○幌倉沼からのモビルの乗入れが問題となっていることは知っていた。旭岳ビジターセンターとして、すぐにできることは情報発信すること。制度をはじめ、関連することは SNS を活用して周知していきたい。幌倉沼でドローンを活用した調査を実施する時は是非参加したい。

(大雪山国立公園パークボランティア連絡会)

○当会としても、これまで通り、モビルの乗入れ規制活動に協力して、普及啓発を図っていきたい。

(旭川山岳会)

○東川町に住んでいて、モビルを所有している人は農家が多いと感じている。農協に協力をお願いし、周知してもらおうと効果的だと思う。監視活動等、できるところで協力していきたい。

(東川山岳会)

○昨年、幌倉沼の合同パトロール時に、モビラーと揉めることがあった。その後、そのモビラーが東川町の光和地区に来ていたので、情報提供させて頂く。

(美瑛山岳会)

○昨年、気になったのは、バックカントリーのお客を連れたガイドが宇莫別、俵真布地区から入林していたこと。上俵真布林道、台地林道は、辺別川、宇莫別川の溪谷を通らなくても、山域に入ることができ、特別保護地区に近いので、乗入れが増

えていくことを心配していた。R2 年度の結果を見ると、新型コロナウイルスの影響か、増えていないため、少し安心した。俵真布、宇莫別の 2 箇所は、今後も注視したい。

（日本スノーモビル安全普及協会）

○この問題に対しては、以前より啓発活動をしているところ。販売の際に、制度の周知を行っている。昨今、モビルだけでなく、オートバイや四輪バギーにキャタピラーを装着したモデルなど、色々なものが市場に出回っている。この話に関係する部分もあるため、間口を拡げ、取引先に情報を伝え、周知を図りたい。ぜひ SNS を活用した周知活動に取り組んで頂きたい。

（上川中部森林管理署）

○浮島峠方面、北見峠方面については、通常業務の中で巡視を行っており、乗入れを確認した際は、牽引車にチラシを配布する、標識看板を設置するなどして、取り組んでいる。

（上川南部森林管理署）

○昨年、東幾寅が急増していることに驚いている。国有林内の状況で把握できていない部分があり、皆さんにご相談、ご協力をお願いすることがあると思うが、その際はよろしくお願いしたい。

（上川総合振興局）

○対応方針に未然防止とあるように、SNS を情報発信の面でも活用し、広く周知する必要があると思う。東幾寅の乗入れが増加しているため、重点地域への位置づけも視野に考えた方がよい。こちらもできる部分で周知等、取り組みたいと思う。

（上川町）

○毎年、北見峠の合同パトロールに参加しているところ。中越にもモビルが多く確認されているということで、現場状況に注視して、普及啓発活動に取り組みたい。

上記を踏まえ、令和 3 年度の対策について、出席者から資料のとおり進めることで異議無く了承された。